

制度実施の流れ

平成27年10月～ 平成28年1月～ 平成29年1月～ 平成29年7月～

- マイナンバーの通知を住民票の住所へ送付開始
- 社会保障・税・災害対策の手続きで、マイナンバーの利用開始
- 希望者に、個人番号カードの交付開始
- 国の行政機関の間で、情報連携を開始
- 松山市と国なども含めた、情報連携を開始

マイナンバー Q&A

Q. マイナンバーは、どのような場面で使うのですか？

A. 平成28年1月から順次、雇用保険や医療保険などの申請書にマイナンバーの記載が必要になります。

また、勤務先での源泉徴収の手続きのために、勤務先へマイナンバーの提出が必要になります。

Q. マイナンバーは自由に変更できますか？

A. 原則、変更はできません。ただし、マイナンバーが漏えいして不正利用される恐れがあるときは変更できます。

Q. もし第三者がマイナンバーを知ったら、なりすましなどの危険があるのですか？

A. マイナンバーを使って手続きをするときには、顔写真付きの個人番号カードや運転免許証などで本人確認を行いますので、マイナンバーだけでは手続きはできません。

Q. 通知カードと個人番号カードは何が違うのですか？

A. 通知カードは、平成27年10月から住民票がある全ての人に送付されます。紙製のカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されます。ただし、顔写真は記載されないので、本人確認書類としては使うことができません。

一方、個人番号カードは、申請により無料で交付されるものです。ICチップのついたカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別と顔写真、裏面にマイナンバーが記載される予定です。本人確認書類として使用できるほか、e-Taxなどの電子申請ができる電子証明書にもなります。

Q. 行政手続き以外でも個人番号カードを本人確認書類として使えるのですか？

A. 顔写真付きの個人番号カードは、行政手続き以外でも本人確認書類として利用できます。ただし、マイナンバーの利用が認められている手続き以外では、カード裏面のマイナンバーは教えないようにしてください。

Q. 個人番号カードのICチップにはどんな情報が入っているのですか？

A. ICチップには、氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーや電子証明書が記録されます。税や保険情報などは記録されません。

Q. 特定の機関から全ての情報が一度に流出しませんか？

A. 情報の管理は、今までどおり市や保険組合など各機関で分散して行います。必要な情報を必要な時だけやりとりするので、特定の機関から全ての情報が流出することはありません。

Q. 自分のマイナンバーを取り扱う際に気を付けることはありますか？

A. マイナンバーは一生使う番号です。法律で決められている社会保障、税、災害対策の手続きで行政機関や勤務先などに提示する以外は、番号を教えないようにしてください。また、他の手続きのパスワードなどには使わないようにしてください。

個人番号カード

平成28年1月 個人番号カードのイメージ (表)

申請をすると個人番号カードが無料で交付されます。顔写真付きなので本人確認書類として使用できるほか、e-Taxなどの電子申請ができる電子証明書にもなります。

将来的には、健康保険証などの機能を追加することが検討されています。

個人番号カードのイメージ (裏)



マイナポータル

平成29年1月 開始予定

自宅のパソコンなどから、自分の個人情報への行政機関のアクセス履歴の確認ができる個人用サイトが設置されます。

将来的には、社会保険料の支払い状況や予防接種の履歴、確定申告に必要な情報などの取得や行政機関からのお知らせの確認ができるようになる予定です。



知りたいことを確認できるから便利だね!

さらに！便利な機能も

◆分散管理 情報は、市や保険組合などで分散管理をします。必要に応じて照会・提供をすることで、一カ所から全ての情報が流出することはありません。

◆取扱者の限定や情報の暗号化 各機関のシステムでマイナンバーを扱える人を制限します。また情報は暗号化して外部への流出を防ぎます。

◆アクセス履歴の確認 自宅のパソコンなどから、自分の個人情報への行政機関のアクセス履歴を確認できます。

◆窓口で本人確認 窓口での手続きでは、マイナンバーに加えて個人番号カードや運転免許証などによる本人確認を徹底します。

◆管理体制を念にチェック マイナンバー対応のシステムを開発・改修する前に、管理体制が適正かどうか各機関で入念にチェックし、国の第三者機関に報告します。

◆第三者機関が監視 制度の運用を監視するため、特定個人情報保護委員会を国が設置しています。

◆罰則の強化 マイナンバーの不正な提供や収集には重い刑事罰が科せられます。

セキュリティは大丈夫？

さまざまな対策で皆さんの情報を守ります

児童手当の現況届や医療保険の各種手続きなどには、住民票や所得証明書などの書類の取得・提出が必要です。

市などの窓口でマイナンバーを提示すると、関係機関同士での必要な情報の照会・提供ができるため、書類をそろえるための手間や時間が削減されます。



地震などの災害が起こったとき、安否確認や支援物資の支給などには一秒でも早い対応が欠かせません。

マイナンバーを利用して「被災者台帳」を作成することで、実際の災害現場での迅速な対応が可能になります。



手続きが簡単に

災害時の支援が迅速に

課税が適正・公平に

給付事業が正確に

マイナンバーは 社会保障・税・災害対策の分野で 利用されます。



勤務先が従業員の源泉徴収をしたり、証券会社や保険会社が配当金の処理をするなど、複数の機関が税金に関わる事務をしています。

勤務先や保険会社などにマイナンバーを提示することで、市などが処理した所得や税の情報を同一人物の情報として確認することができるので、正確な所得を把握でき、適正・公平な課税が可能になります。



市などが、所得や行政サービスの受給状況を確認できるようになるため、不正受給や受給漏れを無くし、本当に困っている人へのきめ細かな支援ができるようになります。



通知カードのイメージ

通知カード

個人番号 123456789012

氏名 松山 花子

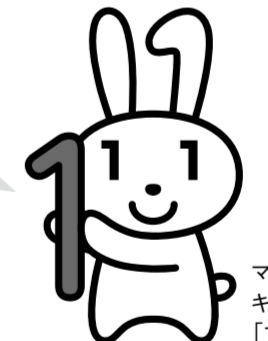
住所 愛媛県松山市●●町●番地●

平成●年●月●日生 性別 女

発行 平成●年●月●日 松山市長

「通知カード」で10月にお知らせ

指定された12桁の番号は、10月から「通知カード」でお知らせします。本市から通知する対象となるのは、市内に住民票がある人で、外国人も含めた全員に送ります。10月1日現在の住所に送りますので、これから引っ越し予定のある人は、早めに住所変更の手続きをしてください。また一生を通じて使う番号ですので、届いたカードは大切に保管してください。



マイナンバーキャラクター「マイナちゃん」

民間事業所もマイナンバーを扱います

事前準備をお忘れなく！

調査などへの記載が必要になる前に、従業員やその家族のマイナンバーを取得する必要があります。それに伴って取得した情報の管理体制の整備や、社内研修の開催なども必要です。

事業者 取得した番号をもとに、源泉徴収票・支払調書などを作成

関係機関にマイナンバーを記載した書類を提出

健康保険組合

松山市

従業員

マイナンバーの提示

報酬支払先

平成27年 10月

平成28年 1月

社内規定の整備・システム開発など

マイナンバーなどの取得

申請書などへの番号記載開始

従業員への研修

※マイナンバーを含む特定個人情報の管理は、ガイドラインに沿った対応が必要です。ガイドラインについては特定個人情報保護委員会ホームページ <http://www.ppc.go.jp/> を確認してください

10月から法人にも「法人番号」が

10月から法人にも13桁の「法人番号」が指定されます。対象となるのは、株式会社などの設立登記法人や地方公共団体などで、法人番号はインターネット上で確認することができ、自由な利用が可能です。

ひろがる	つながる	わかる
企業からの役立つ情報の提供など、サービスの幅が広がります	法人番号でつながり、名寄せ作業に役立ちます	最新の名称・所在地が分かり、会社情報の更新が効率化されます

コールセンターや公式ホームページもあります。

コールセンター 0570-20-0178 (9時30分～17時30分。土・日曜・祝日を除く)

公式ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

お問い合わせは、文書法制課 ☎948-6866・☎932-2408へ

「一人に13桁マイナンバー」

10月からスタート

松山市民の皆さん一人一人にも指定される「マイナンバー(個人番号)」。10月からの本稼働を前に、どのような場面で利用されるのか、セキュリティ対策はどのようになっているのかなど、制度の仕組みをご紹介します。